

平均工賃の現状

● B型事業所の平均工賃月額 **15,776円** ※1

B型事業所の平均工賃時間額 ※1 **222円** ← **約1/4** 最低賃金時間額 全国加重平均額 ※2 **930円**

※1 令和2年度、※2 令和3年度(厚生労働省公表)

「障害者就労施設・事業所」の1つである「就労継続支援 B 型事業所」で働いている方々に支払われる平均工賃月額額は 15,776 円であり、これは生産活動で得られた収入から支払われます。

障害者就労施設・事業所では、障害のある方が地域で自立し豊かな生活を送るため、障害のある方々の工賃・賃金向上に努めています。さらなる向上につなげるため、国、地方公共団体、独立行政法人等からの発注の拡大にご協力いただきますようお願いいたします。

国、地方公共団体、
独立行政法人等からの発注、
お待ちしております

優先調達推進法によって印刷の仕事が増えることに期待します!(宮城県・利用者)



良い製品・商品作りに努めます。社会の力になりたい!!
(三重県・利用者)

官公需により作業量が増加し、利用者の技術向上に繋がっています。(徳島県・施設職員)



障害者優先調達推進法とは?

「障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)は、障害者就労施設・事業所や在宅で作業されている障害のある方等からの物品などの調達により、経済的な自立を進めることを目的としています。

この法律により、国や地方公共団体、独立行政法人等には、優先的に障害者就労施設・事業所等に物品や役務などの「しごと」を発注することが求められるとともに、調達方針を作成すること、当該年度の終了後、調達の実績を公表することとなっています。

お近くの共同受注窓口

特定非営利活動法人日本セルフセンター

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-13-1 大橋御苑駅ビル別館2階

TEL **03-3355-8877** FAX: 03-3355-7666

E-mail: center@selpjapan.net

ホームページ: <https://www.selpjapan.net/>



発行元

全国社会就労センター協議会(セルフ協)

ホームページ: <https://www.selp.or.jp/>



本リーフレットは、障害者就労施設・事業所で印刷しました。

そのお仕事
わたしたちにお任せください!



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会

